飼養衛生管理基準のポイント第26号

令和3年10月13日

Ⅱ-22 器具の定期的な清掃又は消毒等

こんにちは、県南家畜保健衛生所です。 今回は、「器具の定期的な清掃又は消毒等」です。

(基準本文)

22 飼養管理に使用する器具の清掃又は消毒を定期的にすること。



汚れたら綺麗にする・・、で十分じゃないの?

汚れてると思ったら、その都度清掃するのはもちろんじゃ。 じゃが、目に見えない汚れや病原菌などを減らすことも大 事じゃないか?それに、"汚れてる"って感じ方は、人によっ て違うじゃろ。

そうすると、定期的に機械的に清掃・消毒をすることにし た方が確実なんじゃ。







そういわれれば担当者によって違うような気もする・・。 主観的じゃなく、客観的に行うことが大事なんだね。

汚れてる? 汚れてない?



踏込消毒槽の交換も、同じように 定期的にしたほうがいいぞ。



何かご不明な点等ございましたら、下記まで御連絡ください 岩手県県南家畜保健衛生所 担当:中小家畜課

Tel: 0197-23-3531 FAX: 0197-23-3593 E-mail: CE0003@pref.iwate.jp